

[原子力災害対策]

第3章

緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から警戒事象又は特定事象の通報があった場合の対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 府・関係市町の活動体制の確立

府は、原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

府は、特定事象発生 of 通報を受けた場合又は原子力緊急事態宣言が発出されたときは、災害対策本部を設置するとともに、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会に、あらかじめ指名した者を派遣する。

なお、府は、具体的な緊急事態応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 組織体制

1 大阪府防災・危機管理指令部の活動

(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動

指令部長は、警戒事象発生 of 情報を受信した場合又は府モニタリング設備において、10分以上若しくは2点以上で同時に $0.2\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く）は、直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、応急対策の検討を行う。

(2) 活動基準

ア 警戒事象発生 of 情報を受信したとき

イ 府モニタリング設備において、10分以上又は2点以上で同時に $0.2\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき

(3) 所掌事務

ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること

イ 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること

ウ 職員の配備体制に関すること

エ 防災・危機管理警戒本部、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

オ 防災・危機管理警戒本部若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の

運営に関すること

2 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 原子力事業者から事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備において、10分以上1 μ Sv/h以上のガンマ線の放射線量を検出した旨の通報を受信したとき
- イ 府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に1 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く）
- ウ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 応急対策がおおむね完了したとき
- イ 災害対策本部が設置されたとき
- ウ その他知事が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 情報の収集・伝達に関すること
- イ 職員の配備に関すること
- ウ 関係機関等との連絡調整に関すること
- エ 災害対策本部の設置に関すること
- オ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること
- カ その他応急対策に関すること

3 大阪府災害対策本部の設置

知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 原子力事業者からの特定事象の発信を受信したとき
- イ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- ウ 府モニタリング設備において、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く）
- エ その他知事が必要と認めたとき

〈特定事象に該当する事象〉

- (ア) 原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置した放射線測定設備において、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき
- (イ) 火災・爆発などにより事業所内の管理区域外の場所で、50 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき
- (ウ) 排気筒など通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で5 μ Sv/h以上に相当する放射性物質の放出などを検出したとき
- (エ) 事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1 m離れた場所で100 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき

〈原子力緊急事態に該当する事象〉

- (ア) 原子力事業所の敷地境界附近に設置した放射線測定設備又は府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき
- (イ) 火災・爆発などにより原子力事業所内の管理区域外の場所で、 $5\ \text{mSv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき
- (ウ) 排気筒など通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で $500\ \mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する放射性物質の放出などを検出したとき
- (エ) 臨界事故が発生したとき
- (オ) 非常停止すべきときに、原子炉を停止するすべての機能が失われかつ、冷却するすべての機能が喪失したとき
- (カ) 事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1 m離れた場所で $10\ \text{mSv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき

(2) 廃止基準

- ア 原子力緊急事態解除宣言がされたとき（当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く）
- イ 緊急事態応急対策がおおむね完了したとき
- ウ その他災害対策本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 情報の収集・分析に関すること
- イ 職員の配備に関すること
- ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- エ 関係市町への応援に関すること
- オ 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び連携に関すること
- カ 緊急時モニタリングの実施に関すること
- キ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(4) 本部長の代理

知事に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、防災企画課長の順とする。

4 大阪府原子力災害現地対策本部の設置

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として国が指定したオフサイトセンターに大阪府原子力災害現地対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 原子力緊急事態宣言がされたとき
- イ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 原子力緊急事態解除宣言がされたとき
- イ 災害対策本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 府が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること
- イ 現地における関係機関との連絡調整に関すること
- ウ その他必要な事項

第2 動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

1 非常1号配備

(1) 配備時期

ア 府域及びその周辺において警戒事象等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき

イ 府モニタリング設備での放射線量が10分以上又は2地点以上で同時に $0.2 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く）

(2) 配備体制

通信情報活動を実施する体制

2 非常2号配備

(1) 配備時期

ア 原子力事業者から特定事象の発生を受信したとき

イ 府モニタリング設備での放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く）

(2) 配備体制

原子力事故に対する応急対策を実施する体制

3 非常3号配備

(1) 配備時期

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

イ その他府モニタリング設備での放射線量が10分以上又は2地点以上で同時に $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったときなど必要により知事が当該配備を指令するとき

なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする

(2) 配備体制

社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な原子力事故に対する緊急事態応急対策を実施する体制

〈原子力防災活動体制〉

区分	設置基準	組織体制	動員配備体制
フェーズ0	<p>○警戒事象発生の情報を受信したとき</p> <p>○府モニタリング設備において、10分以上又は2地点で同時に0.2 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき</p> <p>ただし、当該数値が落雷等による場合を除く</p>	<p>○防災・危機管理指令部</p>	<p>非常1号配備</p>
フェーズ1	<p>○事業所敷地境界附近に設置する放射線測定設備において、10分以上1 μ Sv/h以上の放射線量を検出した旨の通報を受信したとき</p> <p>○府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に1 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき</p> <p>ただし、当該数値が落雷等による場合を除く</p>	<p>○防災・危機管理警戒本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンター緊急参集要員の派遣 ・緊急時モニタリング実施体制 	
フェーズ2	<p>○原子力事業者からの特定事象（事業所敷地境界附近で5 μ Sv/h以上の検出など）の通報を受信したとき</p> <p>○府モニタリング設備において、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき</p> <p>ただし、当該数値が落雷等による場合を除く</p>	<p>○災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地事故対策連絡会議要員の派遣 	<p>非常2号配備</p>
フェーズ3	<p>○原災法第15条の通報に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</p> <p>○知事が必要と認めたとき（府モニタリング設備で放射線量を10分以上又は2地点以上で同時に5 μ Sv/h以上の検出など）</p>	<p>○災害対策本部</p> <p>○原子力災害現地対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害合同対策協議会要員の派遣 	<p>非常3号配備</p>

第3 関係市町の組織体制

関係市町は、次の場合には、原則として災害対策本部を設置する。

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- イ 府又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき

第4 原子力災害合同対策協議会の設置

原子力緊急事態宣言が発出されたときは、知事（府災害対策本部長）は、国の災害現地対策本部長及び関係市町長（市町災害対策本部長）とともに、原災法第23条に基づきオフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会は、住民避難等の最重要事項の調整を行う「緊急事態対応方針決定会議」と関係者の情報共有を目的とする「全体会議」により運営される。

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、府、関係市町及び原子力事業者が協議し、「オフサイトセンター運営要領」により定める。

1 オフサイトセンターにおける機能班活動

国、府、関係市町及び原子力事業者からの派遣者により構成される機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、実働対処班）を組織し、防災対策上必要な情報の収集・整理・分析及びそれらに基づいて各種の防護対策措置の検討、支援作業を行う。

2 機能班の役割

班名	機能	役割
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターの運営・管理 ・ 原子力災害合同対策協議会の事務局運営 ・ 各機能班の情報集約及び総合調整 ・ 官邸及びE R Cチーム総括班、府及び市町災害対策本部等との連絡・調整
運営支援班	オフサイトセンターの後方支援業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターの環境整備 ・ オフサイトセンターの出入管理 ・ オフサイトセンター活動要員の食料等の調達 ・ 各種通信回線の確保
広報班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報、報道機関への対応 ・ プレス基礎資料の作成 ・ 官邸及びE R Cチーム広報班、府及び市町災害対策本部等の情報共有
プラントチーム	事故状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故情報の収集と総括 ・ 機能班へのプラントの状況に関する情報提供 ・ E R Cチームプラント班との情報共有
放射線班	緊急時モニタリング結果の収集、整理 放射線影響の予測	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングデータの収集 ・ 放射線による影響の予測 ・ 緊急時モニタリング結果等の原子力合同対策協議会資料の作成 ・ 除染等に関する調整 ・ E R Cチーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整
住民安全班	住民防護対応 社会秩序の維持活動、住民の安全確保に係る活動の把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避、避難状況の把握及び活動調整 ・ 救助・救急状況の把握及び活動調整 ・ 交通規制、緊急輸送状況の調整 ・ 官邸及びE R Cチーム住民安全班との情報共有・調整
医療班	府や医療関係機関の行う被ばく医療活動、スクリーニング、労働者の被ばく線量及び傷病者の発生状況及び安定ヨウ素剤の服用並びに健康調査・管理の実施、支援及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の医療活動の把握及び活動調整 ・ スクリーニング、除染、緊急被ばく医療に係る基準の策定、実施に係る調整 ・ 官邸チーム及びE R Cチームの医療班との情報共有・調整
実働対処班	実働省庁又は官邸実働対処班等との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実働組織の状況に関し各機能班への情報共有 ・ 物資調達、供給活動及び緊急輸送に関する連絡調整と記録の作成 ・ 実働省庁又はE R Cチーム実働対処班との連絡・調整

第5 専門家の派遣要請

府は、原子力事業者から特定事象の発生の通報を受けたとき又は府モニタリング設備により特定事象発生の通報を行うべき数値を検出し、その発生を確認したときは、必要に応じて、国に対して専門家の派遣を要請する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

府、関係市町をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、各種応急対策に万全を期する。

第1 府

知事は、府単独では十分に応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

1 全国都道府県への応援要請

全国都道府県への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

(2) 広域応援の内容

被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせん

2 指定行政機関等の長への職員の派遣要請等

知事が緊急事態応急対策又は原子力災害中長期対策を円滑に実施するため、指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、又は内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあっせん要請を行うときは、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）（災害対策基本法第29条第1項）他都道府県知事又は市町村長に対し、職員の派遣を要請する（地方自治法第252条の17）ときは、以下の事項を記載した文書で行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要な事項

(2) 派遣のあっせん要請

知事は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関（災害対策基本法第30条第1項）他都道府県又は市町村の職員の派遣のあっせんを要請するとき

は、以下の事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

3 緊急消防援助隊の派遣要請

知事は、関係市町から要請があった場合、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

第2 府警察

府警察本部は、警察災害派遣隊の派遣について、警察庁を通じ、援助の要請を行う。

第3 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、対策拠点施設、広域防災拠点等適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4節 自衛隊の災害派遣

知事は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣については、他の災害に準じて行うこととするが、次の活動には特別に留意する。

第1 知事の派遣要請

- 1 知事は、関係市町長をはじめ防災関係機関の長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、又は自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第三師団長に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、文書によるいとまのないときは、電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。
- 2 関係市町長をはじめ防災関係機関の長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
- 3 関係市町長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

第2 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び災害派遣を要求した関係市町をはじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入れ体制

(1) 連絡所の設置

府は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。

(2) 現地連絡担当者の指名

府は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

(3) 資機材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) その他

府及び関係市町は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 派遣部隊の活動

1 人員及び物資の緊急輸送

原子力災害対策本部設置前にあたっては、原子力規制委員会から、設置後にあつては原子力災害対策本部長から、次の各号に掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛省に依頼又は要請があつた場合には、別に定める申し合わせにより、速やかに空輸支援を行う。

- (1) 国及び関係機関の専門家の現地への派遣
- (2) 緊急時モニタリング要員及び機器の動員並びに国の原子力災害現地対策本部等の要員の現地への派遣
- (3) 緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所、国立病院機構病院及国立大学法人附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療現地派遣チームの現地への派遣

また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

2 危険物の保安及び除去

被ばく者及び被ばくした施設等の除染等、自衛隊が実施可能なものについて、危険物の保安措置及び除去を実施する。

第4 撤収要請

知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

第5節 災害情報の収集伝達

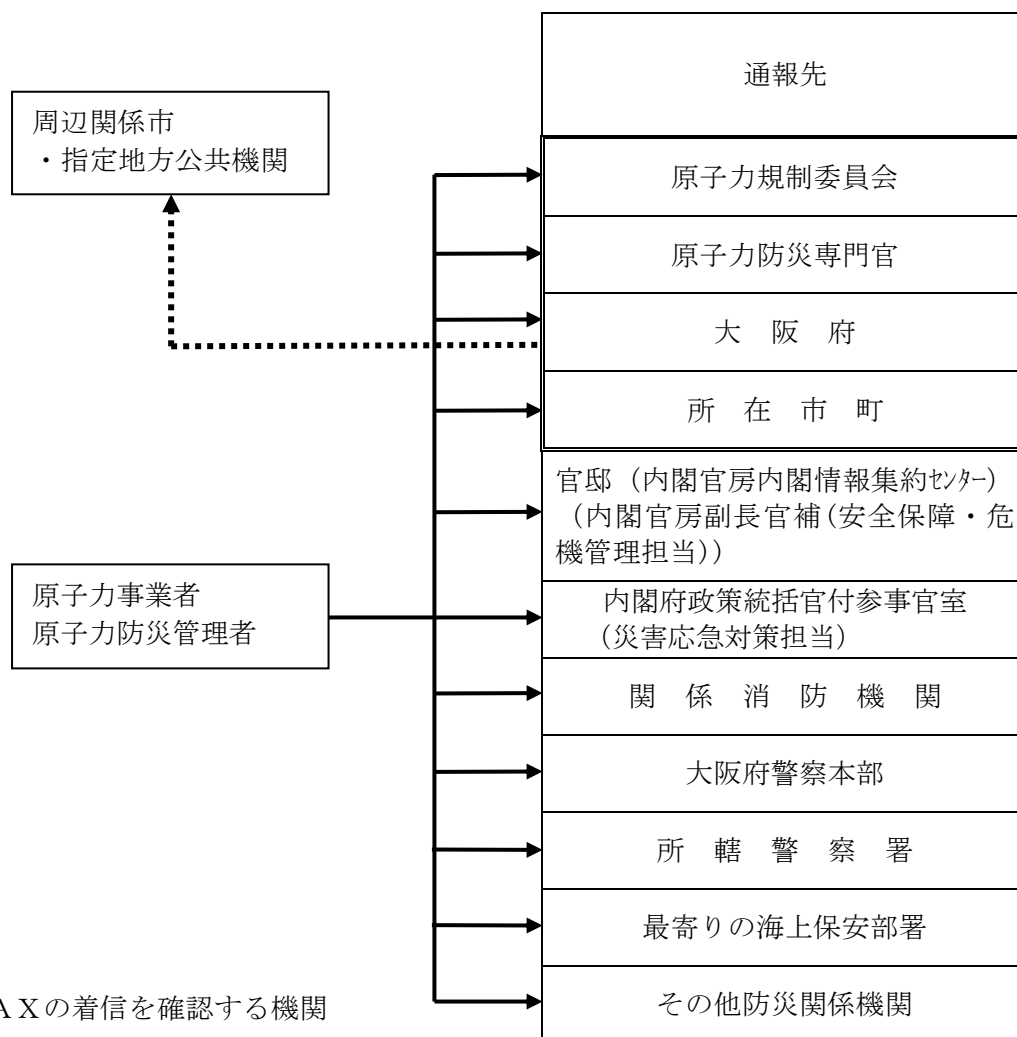
府、関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者は、特定事象発生後、相互に連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

第1 特定事象発生情報等の連絡

1 原子力事業者からの特定事象発生通報があったとき

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原子力規制委員会、原子力防災専門官や府をはじめ所在市町、消防機関、第五管区海上保安本部等に同時に文書をファクシミリで通報し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。また、原災法に定める事象に該当しない放射線事故等についても上記に準じ関係機関に連絡する。

〔通報先〕



(2) 府は、原子力事業者及び国（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項を直ちに関係周辺市に連絡するとともに、消防庁及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

(3) 原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、府及び関係市町に連絡する。

2 府モニタリング設備で特定事象発生 of 通報を行うべき数値を検出したとき

(1) 府は、原子力事業者から通報がない場合において、府モニタリング設備により、特定事象発生 of 通報を行うべき数値 of 検出を発見したときは、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行う。

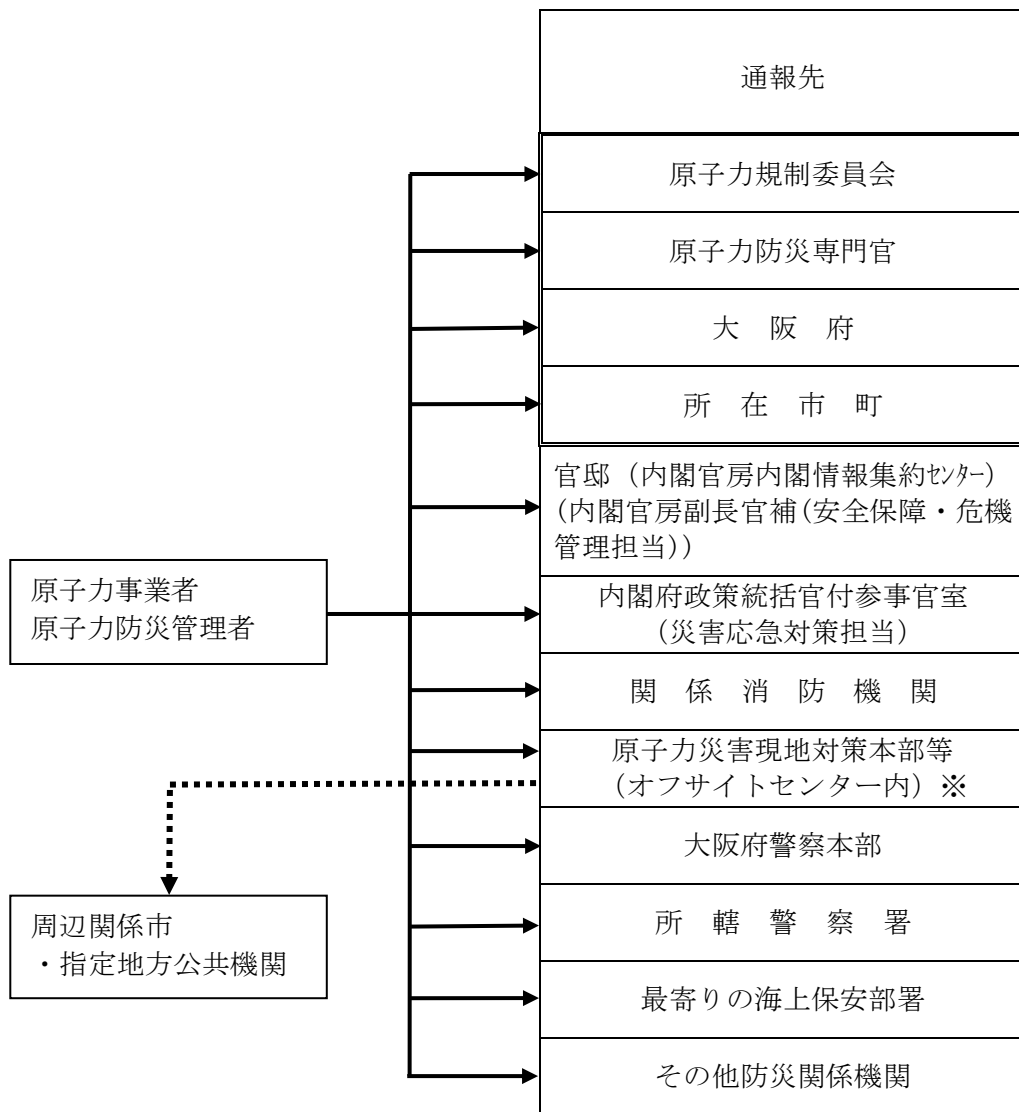
(2) 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するとともに、その結果を府及び関係市町に速やかに連絡する。

第2 応急対策活動の情報連絡

1 特定事象発生後の情報連絡

(1) 原子力事業者の情報収集伝達

原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を次に定める機関に定期的に文書をもって連絡する。



※設置されている場合

(2) 府の情報収集伝達

府は、原子力事業者からの特定事象発生のお知らせを確認した後、又は府モニタリング設備により特定事象発生のお知らせを行うべき数値を検出したときは、直ちに、府モニタリング設備等を活用し、放射線量や被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係市町及び指定公共機関などの関係機関に情報を迅速に伝達するとともに、相互に連絡体制を強化する。

2 原子力緊急事態宣言発出後

府は、国の現地対策本部、指定公共機関、関係市町、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と連携して、必要な情報を共有するとともに、府が行う応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を府原子力災害現地対策本部等（オフサイトセンター内）に随時連絡する。

第6節 災害広報

府、関係市町をはじめ防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようにするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を連携して迅速かつ的確に行う。

災害広報については、他の災害に準じて行うこととするが、次の事項には特別に配慮する。

第1 災害広報

府及び関係市町は、住民等への情報提供にあたっては国及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や防災関係機関と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、次の方法を活用し、定期的な情報提供に努める。

また、府及び関係市町は、現地事故対策連絡協議会や原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力防災専門官・原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

1 広報の内容

(1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の広報

- ア 事象の概要
- イ 事象発生事業所における対策の状況
- ウ 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響
- エ その他必要な事項

なお、この場合においては、国の広報内容と同じものを提供する。

(2) 特定事象発生時の広報

- ア 事故の概要
- イ 事故発生事業所における対策の状況
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- オ その他必要と認める事項

(3) その後の広報

- ア 事故状況及び環境への影響とその予測
- イ 府、関係市町及び防災関係機関の対策状況
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ 医療機関などの生活関連情報
- オ 交通規制情報

カ その他必要と認める事項

2 広報の方法

- (1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法
報道機関等への情報提供
- (2) 特定事象発生時以降の方法
 - ア 広報紙（誌）の臨時発行、広報番組の内容変更等
 - イ 航空機、広報車による現場広報
 - ウ 関係市町防災行政無線（同報系）による地区広報
 - エ 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配付
 - オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
 - カ インターネットの活用
 - キ 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
 - ク 災害時臨時FM局の開設

3 事故時の広報体制

- (1) 事故広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
 - ア 広報資料の作成
 - イ 国をはじめ防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、一般放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (2) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (3) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

2 報道機関への情報提供

被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3 避難行動要支援者に配慮した広報

- (1) 障がい者への情報提供
広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障がい者に配慮した広報を行う。
- (2) 外国人への情報提供
府は、必要に応じ、株式会社FM802（FM CO.CO.LO）に対し、外国語による緊急放

送の要請を行うとともに、その他の放送事業者に対し、外国語放送など適切な対応を要請する。

4 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

第3 広聴活動の実施

府、市町村をはじめ防災関係機関は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第7節 防災業務関係者の安全確保

府は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、関係市町、原子力事業者及び現場指揮者との情報交換を行い、連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制の整備など安全管理に努める。

第1 防護対策

1 府は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な配置を図るよう指示する。

また、府は、関係市町や他の機関に対して、防災業務に従事する際の装備に係る情報を提供する。

2 府は、防護資機材の確保を図るとともに、不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、関係機関に対し、防護資機材の調達のを要請を行う。

第2 防災業務関係者の被ばく管理

1 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関の責任において行う。府は、府の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を府現地災害対策本部に置く。

2 府は、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行う。府は、緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣を要請を行う。

第3 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

防災業務関係者（ただし、他の法令等により線量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりである。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

・指標 : 実効線量で50mSvを上限とする。

ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。

また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。

目の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。

皮膚：等価線量で1 Svを上限とする。

第8節 緊急時モニタリングの実施

府は、原子力事業所の敷地境界附近に設置した放射線測定設備（以下「事業所放射線測定設備」という。）等で別に定める異常値を確認した場合、速やかに、原子力事業所周辺の放射性物質及び放射線の影響を早期に把握するために、関係市町及び原子力事業者と協力して緊急時モニタリング実施要領に基づき、国、関係市町及び原子力事業者等と連携して緊急時モニタリング活動を行うとともに、関係機関にその情報を迅速に伝達する。

第1 緊急時モニタリング組織

府は、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するとともに、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、オフサイトセンター内に関係市町及び原子力事業者等から派遣されるモニタリング要員と協力して、緊急時モニタリングを実施する。

第2 緊急時モニタリングの実施方法

1 初動対応モニタリング

初動対応モニタリングは、事業所放射線測定設備等で10分以上1 μ Sv/h以上の放射線量を検出したときに、事故事業所周辺環境への影響等を迅速に把握するために、速やかに事故発生事業所の近接地区を重点に行い、府防災・危機管理警戒本部等に報告する。

(1) 測定項目

(ア) 空間放射線量率

(イ) 大気中放射性ヨウ素、ウラン濃度

(2) 測定地点又は試料採取地点

空間放射線量率の測定、大気中の放射性ヨウ素等の捕集を風下方向の人口密集地帯等で行う。

2 第一段階モニタリング

第一段階モニタリングは、原災法第10条の通報を受信又は府モニタリング設備で5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したときに、事故発生事業所周辺住民の退避、避難及び飲食摂取制限を含む防護措置の必要性を判断するために、速やかに事故発生事業所の近接地区を重点に次により行い、オフサイトセンター内に設置される現地事故対策連絡会議及び府災害対策本部等に報告する。

(1) 測定項目

(ア) 空間放射線量率

(イ) 大気中放射性ヨウ素、ウラン濃度

(ウ) 環境試料（飲料水、葉菜及び雨水）中の放射性ヨウ素、ウラン濃度

(2) 測定地点又は試料採取地点

次の各地点において空間放射線量率の測定、大気中の放射性ヨウ素、ウランの捕集及び環境試料の採取を行う。

- ア 最大空間放射線量率の出現予測地点
- イ 大気中放射性ヨウ素、ウランの最大濃度の出現予測地点の近傍
- ウ 風下軸約60度セクター内における大気中放射性ヨウ素、ウランの最大濃度の出現予測地点を中心とした風下軸の地表面直交線
- エ 風下方向の人口密集地帯、集落、退避施設等(地点数は当該地域の人口分布等を考慮して適宜決める。)

3 第二段階モニタリング

第二段階モニタリングは、第一段階モニタリングに引き続き、さらに広い地域について、放射性物質及び放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために次により行い、オフサイトセンター内に設置する府原子力災害現地対策本部等に報告する。

なお、このモニタリングの結果は、各種防護対策の解除に用いる。

(1) 測定項目

- (ア) 空間放射線量率
- (イ) 大気中放射性物質の濃度
- (ウ) 次の環境試料中の放射性物質及び放射能濃度
 - ・飲料水、葉菜及び雨水
 - ・土壌、植物
 - ・農産物
 - ・源水(河川、浄水場等)
 - ・魚介類(河川又は海洋に影響がある場合)
- (エ) 積算線量

蛍光ガラス線量計等による測定結果、モニタリングポスト等の情報を主とし、他の方法からの結果を参考とする。

(2) 測定・採取の地点

第一段階モニタリングの結果を参考とし、必要と認められる地点とする。

第3 関係機関等への協力要請

1 情報の提供の要請

府は、原子力事業者から特定事象の発生の通報を受けた場合には、直ちに事故発生事業所及び大阪管区气象台に対して、緊急時モニタリングの実施に当たり気象情報等の必要な情報の提供を要請する。

2 緊急時モニタリングに対する支援要請

府は、必要に応じて、陸上自衛隊第3師団、第五管区海上保安本部その他防災関係機関等に対して、緊急時モニタリングの実施について支援又は協力を要請する。

第9節 救助・救急活動

府、関係市町、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

第1 関係市町

1 緊急事態応急対策の実施状況の把握

緊急事態応急対策の実施状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2 救助・救急活動

府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

3 相互応援

(1) 関係市町は、市町単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。

(2) 関係市町以外の市町村は、関係市町からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

関係市町は、応援市町村に対して、放射性物質及び放射線の影響範囲、地理などの情報を提供する。

第2 府

関係市町から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他緊急事態応急対策に関し必要な調整をする。

また、関係市町の要請があった場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

第3 府警察

1 被害実態の早期把握に努め、応急対策に必要な資機材を確保するとともに、機動隊等を当該応急対策地区及びその周辺に派遣する。

2 府、関係市町、原子力事業者等との密接な連携のもと、原子力事業者等が実施する救助・救急活動を支援する。

3 核燃料物質等の事業所外搬送中の事故に対しては、当該事故の状況に応じて安全を図りながら原子力事業者等と協力のうえ、救出救助活動等必要な措置にあたる。

第4 第五管区海上保安本部

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等関係機関との密接な連携を図る。
- 3 府警察、関係市町その他の関係機関との密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

第5 各機関による連携

府、関係市町、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行う。

第10節 医療救護活動

府は、国、関係市町、緊急被ばく医療機関及び大阪府医師会などの協力を得て、放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生ずる一般傷病者等に対する医療救護活動を実施する。

第1 緊急時医療体制

- 1 府は、災害対策本部を設置したときは、直ちに現地オフサイトセンター内に原子力災害現地対策本部医療対策班（以下、「医療対策班」という。）を設置する。
- 2 府は、初期被ばく医療機関として「地方独立行政法人りんくう総合医療センター大阪府泉州救命救急センター、府立中河内救命救急センター」を、二次被ばく医療機関として「国立病院機構大阪医療センター」を指定する。また、国が指定する三次被ばく医療機関の国立大学法人広島大学、独立行政法人放射線医学総合研究所と連携して被ばく患者の処置にあたる。

第2 現地医療対策

1 関係市町

関係市町は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置・運営するとともに、地区医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。

また、関係市町単独では十分対応できない場合は、府及び府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

2 府

府は、関係市町から要請があったとき、又は自ら必要と認めるときは、医療救護班を編成し、現地救護所等へ派遣するとともに、各医療救護班の派遣調整を行う。

また、府は、必要と認めるときは、国に対して、緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請を行う。

府は、国の緊急被ばく医療派遣チーム及び緊急被ばく医療機関等との密接な連携を図りつつ、周辺住民等に対する医療救護活動を行うとともに、関係医療機関に協力を要請する。

3 医療救護活動

各医療救護班は、必要に応じて、国の緊急被ばく医療派遣チームの指導を受け、被ばく者及び一般傷病者に対する医療活動を行う。

一般傷病者については、必要に応じ、消防機関に医療機関等への搬送を要請する。

4 被ばく者の緊急被ばく医療機関等への搬送

府は、被ばく者の緊急被ばく医療機関等への搬送については、「緊急被ばく医療活動マ

マニュアル」に基づき実施する。

5 安定ヨウ素剤の服用

府は、関係市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。

第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難のための勧告、指示、誘導等必要な措置を講ずる。

第1 屋内退避及び避難に関する指標

関係市町は、原則として緊急時モニタリングの結果等により、予測線量が、次表の「屋内退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合又は内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言が発出された場合は、内閣総理大臣の指示に従い、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

退避及び避難に関する指標

予測線量 (単位: mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 	
10 ~ 50	100 ~ 500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民の防護対策措置についての指示が行われる。

2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

第2 屋内退避・避難の勧告・指示

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のため立退き又は屋内退避の勧告・指示を行う。

1 勧告・指示者

- (1) 関係市町長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告・指示する。その際、関係市町においてあらかじめ作成する屋内退避・避難誘導計画に基づき実施する。（原災法15条及び28条、災害対策基本法60条）
- (2) 知事は、関係市町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を関係市町長に代わって行う。（原災法28条、災害対策基本法60条）
- (3) 警察官、海上保安官は、関係市町長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示ができないと認めるとき、又は、関係市町長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内への退避を指示する。（原災法28条、災害対策基本法61条）
- (4) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法94条）

2 勧告・指示の住民への周知

関係市町長等は、勧告又は指示にあたっては、屋内退避又は避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車などにより周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。なお、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

3 避難路の確保

府、府警察、関係市町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第3 避難者の誘導

1 関係市町

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第4 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

府は、市町長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

1 設定者

- (1) 関係市町長は、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）
- (2) 知事は、関係市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは関係市町長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（原災法28条、災害対策基本法73条）
- (3) 警察官又は海上保安官は、関係市町長（権限の委託を受けた関係市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は関係市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）
- (4) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、関係市町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）

2 規制の内容及び実施方法

関係市町長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第12節 避難所の開設・運営

関係市町は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い又は独自の判断により、避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、開設する。

第1 避難所の開設

1 関係市町

内閣総理大臣の指示又は独自の判断により避難受入れが必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに避難所を管理するための責任者を派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

2 府

関係市町から要請があった場合は、府域の他の市町村への応援の指示、他都道府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。

第2 避難所の管理、運営

関係市町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

1 避難所の管理、運営の留意点

関係市町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難者の把握
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (7) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (8) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

府は、緊急時モニタリング結果に基づき、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に指示する。

第2 農林水産物の採取及び出荷制限

府は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取並びに出荷を制限し、又は禁止するなどの必要な措置をとるよう関係市町に指示する。

〈飲食物摂取制限に関する指標〉

	初期設定値		防護措置の概要
核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他、	1週間内を目途に飲食物放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を実施。
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

第3 関係市町のとるべき措置

関係市町は、住民の健康を守るため緊急に必要があると認めるとき又は府から飲料水、飲食物等の摂取制限措置の指示があったときは、汚染飲料水及び飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

第4 飲料水及び飲食物の供給

府は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、関係市町及び防災関係機関と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

第14節 交通規制、緊急輸送活動

府、関係市町をはじめ防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

府警察及び第五管区海上保安本部は、原子力緊急事態の発出があった場合において、緊急事態応急対策に必要な交通規制を実施する。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保

(1) 緊急事態応急対策実施のための緊急交通路の確保

府は、緊急事態応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、関係市町、府警察、道路管理者と協議し、緊急事態応急対策実施区域の範囲、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

府警察及び道路管理者は、選定された緊急交通路について、次の必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び関係市町に連絡する。

ア 交通管制

府警察は、緊急事態応急対策実施区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

イ 緊急交通路における交通規制の実施

府警察は、選定された「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(2) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいらない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(3) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

2 緊急交通路の周知

府、関係市町、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に

発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が原災法第28条及び災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

4 輸送手段の確保

府及び関係市町は、府警察、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第2 水上輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、水上輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- (1) 海上輸送基地に選定された港湾及び漁港の管理者は、港湾等の施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 府は、河川管理者を通じて、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握する。
- (3) 府は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊に、利用可能な海上輸送基地・船着場を連絡する。

2 海上交通の制限等

第五管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

- (1) 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。
- (2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる。
- (3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

3 輸送手段の確保

府及び関係市町は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- (1) 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。
- (2) 府は、関係市町と協力して、あらかじめ指定したオフサイトセンターの近傍の災害時用臨時ヘリポートの開設に万全を期する。
- (3) 関係市町は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握

し、府に報告する。

- (4) 府及び関係市町は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

府及び関係市町は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第15節 社会秩序の維持

府、関係市町をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

府及び市町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

府警察は、応急対策実施区域及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、応急対策実施区域に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する 応急対策

府域において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した（事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、 $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された等）場合及び原子力緊急事態宣言が発出された場合は、府及び関係市町をはじめとした防災関係機関並びに原子力事業者は、本章に定める内容を準用して、迅速かつ円滑な応急対策を実施する。

第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者等は、本編に準じて、必要な応急対策を講じる。

